

IFRIC Update 2020年12月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年12月1日から2日に会合し、下記の項目について議論した。

委員会の暫定的なアジェンダ決定

- 特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS 第1号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー2
- 給付の勤務期間への帰属（IAS 第19号「従業員給付」） — アジェンダ・ペーパー3
- クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション[□]又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第38号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー5
- 実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS 第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー6

委員会のアジェンダ決定

- サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング — アジェンダ・ペーパー4

その他の事項

- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー7

関連情報

今後のIFRS 解釈指針委員会の会議日程：

2021年2月2日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを2021年2月15日までに open for comment ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認めない。委員会は、2021年2月15日までに書面で受け取った

すべてのコメントを考慮する。受け取ったコメントを分析したアジェンダ・ペーパーには、その日まで
に受け取ったコメントのみの分析が記載される。

特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」） — ア ジェンダ・ペーパー2

2020 年 1 月に国際会計基準審議会（審議会）は「負債の流動又は非流動への分類」を公表した。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を修正し、債務及び他の金融負債を特定の状況において流動又は非流動に分類する方法を明確化したものである（IAS 第 1 号の修正）。当該修正は、2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められている。

フィードバック及び一部の利害関係者からの質問に対応して、委員会は、企業が IAS 第 1 号の修正を特定の事実パターンにどのように適用するのかについて議論した。具体的には、委員会は、企業が IAS 第 1 号の第 69 項(b)を適用して、次の場合に、負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有しているかどうかをどのように判定するのかについて議論した。その場合とは、(a) 決済を延期する権利が、企業が所定の条件を遵守することを条件としており、かつ、(b) 所定の条件の遵守が報告期間後のある日においてテストされる場合である。議論した事実パターンにおいて、IAS 第 1 号の第 69 項(a)から(c)の要件は満たされていないものと仮定する。

事実パターン

委員会は、特定の運転資本比率（流動比率）の維持を企業に要求している借入金についての 3 つの事実パターンを検討した。すべての事実パターンにおいて、企業は当該借入金を報告期間の末日（20X1 年 12 月 31 日）現在で流動又は非流動のいずれに分類するのかを評価しようとしている。

ケース 1

企業は、次のような契約条件の付いた借入金を有している。

- a. 当該借入金は 5 年後に（すなわち、20X6 年 12 月 31 日に）返済される。
- b. 当該借入金は、各年の 12 月 31 日、3 月 31 日、6 月 30 日及び 9 月 30 日において運転資本比率が 1.0 超であることを要求する特約条項を含んでいる。当該借入金は、この比率がこれらのテスト日において満たされていない場合には要求払いとなる。
- c. 企業の 20X1 年 12 月 31 日現在の運転資本比率は 0.9 であるが、企業は同日現在での違反に関して報告日前に免除を得ている。免除は 3 か月である。免除期間後の他のテスト日において特約条項を遵守することが引き続き要求される。
- d. 企業は、運転資本比率が 20X2 年 3 月 31 日（及び 20X2 年中の他のテスト日）において 1.0 超となると見込んでいる。

ケース 2

事実パターンは、下記を除いて、ケース 1 と同じである。

- a. ケース 1 で記載した条件の代わりに、特約条項は、運転資本比率が各年の 3 月 31 日現在で 1.0 超であることを要求している（すなわち、3 月 31 日に年 1 回だけ比率がテストされる）。借入金は、比率がいずれかのテスト日において満たされていない場合には要求払いとなる。
- b. 企業の 20X1 年 12 月 31 日現在の運転資本比率は 0.9 である。企業は運転資本比率が 20X2 年 3 月 31 日において 1.0 超となると見込んでいる。

ケース3

事実パターンは、下記を除いて、ケース1と同じである。

- a. ケース1で記載した条件の代わりに、特約条項は、運転資本比率が20X1年12月31日に1.0超、20X2年6月30日（及びそれ以後の各年の6月30日）に1.1超であることを要求している。借入金は、比率がこれらのテスト日のいずれかにおいて満たされていない場合には要求払いとなる。
- b. 企業の20X1年12月31日現在の運転資本比率は1.05である。企業は運転資本比率が20X2年6月30日において1.1超となると見込んでいる。

事実パターンへのIAS第1号の適用

IAS第1号の第69項(d)は、「負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有していない」場合に、企業は負債を流動に分類すると定めている。IAS第1号の第72A項及び第75項は、関連する適用の要求事項を示している。

ケース1

企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利は、企業が所定の条件を遵守すること（すなわち、20X2年の3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日において運転資本比率が1.0超であること）を条件としている。運転資本比率が0.9であるため、企業はこの条件を当報告期間の末日現在で遵守していない。

企業は融資者から免除を得ているが、その免除は報告期間後3か月のみについてのものである。IAS第1号の第75項は、「貸手が、報告期間の末日までに、報告期間後少なくとも12か月の猶予期間を与えることに同意した場合には、企業は当該負債を非流動に分類する。」と述べている。

したがって、委員会は、企業は当報告期間の末日現在で負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有していないと結論を下した。

ケース2

企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利は、企業が所定の条件を遵守すること（すなわち、20X2年3月31日において運転資本比率が1.0超であること）を条件としている。

IAS第1号の第72A項は、「決済を延期する権利が、企業が特定の条件を遵守することを条件としている場合には、企業が報告期間の末日現在で当該条件を遵守しているときにのみ、当該権利が報告期間の末日現在で存在する。企業は、たとえ融資者が後日まで遵守状況を検証しない場合であっても、報告期間の末日現在で当該条件を遵守していなければならない。」と述べている。運転資本比率が0.9であるため、企業はこの条件を当報告期間の末日現在で遵守していない。

したがって、委員会は、企業は当報告期間の末日現在で負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利を有していないと結論を下した。

ケース3

企業が負債の決済を報告期間後少なくとも12か月にわたり延期する権利は、企業が所定の条件を遵守すること（すなわち、20X1年12月31日において運転資本比率が1.0超であり、20X2年6月30日現在で運転比率が1.1超であること）を条件としている。

IAS第1号の第72A項は、「決済を延期する権利が、企業が特定の条件を遵守することを条件としている場合には、企業が報告期間の末日現在で当該条件を遵守しているときにのみ、当該権利が報告期間の末日現在で存在する。企業は、たとえ融資者が後日まで遵守状況を検証しない場合であっても、報告期間の末日現在で当該条件を遵守していなければならない。」と述べている。企業の20X1年12月31日現在の運転資本

比率は 1.05 である。したがって、企業は同日現在でテストされた条件（運転資本比率が 1.0 超）は遵守しているが、20X2 年 6 月 30 日にテストされる条件（運転資本比率が 1.1 超）は遵守していない。

したがって、委員会は、企業は当報告期間の末日現在で負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していないと結論を下した。

結 論

このアジェンダ決定において記述した 3 つの事実パターンのすべてにおいて、委員会は、企業は借入金を流動に分類することを要求されると結論を下した。企業は当報告期間の末日（20X1 年 12 月 31 日）現在で負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利を有していないからである。

この結論に至るにあたり、委員会は、報告期間後にテストされる条件を満たすであろうという企業の予想は IAS 第 1 号の第 69 項(d)における要件の評価に影響を与えないことに留意した。IAS 第 1 号の第 69 項(d)及び第 72A 項を適用する場合、企業が負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期する権利は、報告期間の末日現在で存在していなければならない。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、このアジェンダ決定で記述した 3 つの事実パターンにおいて借入金を流動又は非流動に分類する方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを [決定した]。

給付の勤務期間への帰属（IAS 第 19 号「従業員給付」） — アジェンダ・ペーパー3

委員会は、特定の確定給付制度について企業が給付を帰属させる勤務期間に関する要望を受けた。その制度の条件では、

- a. 従業員は、特定の退職年齢への到達時に企業に雇用されていることを条件として、当該退職年齢への到達時に退職一時金を受け取る権利を得る。
- b. 従業員が権利を得る退職給付の金額は、退職年齢前の従業員の勤務の長さに応じて決まり、所定の継続勤務年数で上限となる。

要望書に記載された事実パターンを例示するため、企業が従業員のための確定給付制度を運営していると仮定する。その制度の条件では、

- a. 従業員は、62 歳の退職年齢への到達時に企業に雇用されていることを条件として、当該退職年齢への到達時にのみ退職給付を受け取る権利を得る。
- b. 退職給付の金額は、退職年齢前の勤務期間の 1 年ごとについて最終給与 1 か月分として計算される。
- c. 退職給付は勤務期間 16 年で上限となる（すなわち、従業員が権利を得る退職給付の最大額は、最終給与の 16 か月分である）。
- d. 退職給付は、退職年齢前の従業員の継続勤務年数のみを使用して計算される。

IAS 第 19 号の第 70 項は給付の勤務期間への帰属についての原則を定めており、IAS 第 19 号の第 71 項から第 74 項は、企業が当該原則をどのように適用するのかを定める要求事項を含んでいる。第 71 項は、退職給付を支給する義務が発生する期間に給付を帰属させることを企業に要求している。同項はまた、当該義務は、企業が将来の報告期間に支払うと予想する退職給付の対価として、従業員が勤務を提供するに従って発生すると定めている。第 72 項は、連続する各報告期間の末日において、従業員が給付の権利を得るために提供しなければならない将来の勤務の量は減少していくので、権利確定日前の従業員の勤務は推定的義務を生じさせると定めている。

このアジェンダ決定で例示している確定給付制度については、

- a. 従業員が 46 歳よりも前に企業に入社する（すなわち、従業員の退職年齢までに 16 年以上ある）場合には、46 歳よりも前に従業員が提供する勤務は、従業員が退職給付に対する権利を得るまでに連続する各報告期間において提供しなければならない将来の勤務の量を減少させない。46 歳よりも前の従業員の勤務は、退職給付の時期にも金額にも影響を与えない。したがって、企業が退職給付を提供する義務は、46 歳以後からしか発生しない。
- b. 従業員が 46 歳以後に企業に入社する場合には、従業員が退職給付に対する権利を得るまでに連続する各報告期間において提供しなければならない将来の勤務の量は、連続する各報告期間の末日において減少していく。したがって、企業が退職給付を提供する義務は、従業員が最初に勤務を提供した日から発生する。

IAS 第 19 号の第 73 項は、従業員によるそれ以降の勤務が、当該制度における重要性がある金額の追加の給付を生じさせなくなる日まで、企業の義務は増加すると定めている。委員会は次のように考えた。

- a. 46 歳から 62 歳までの各勤務年度は、追加の給付を生じさせる。それらの各年度に提供された勤務は、従業員が退職給付に対する権利を得るまでに提供しなければならない将来の勤務の量を減少させるからである。
- b. 従業員は、企業に入社した年齢に関係なく、62 歳からは重要性がある金額の追加の給付を受けない。したがって、企業は退職給付を 62 歳までにのみ帰属させる。

したがって、このアジェンダ決定で例示している退職給付制度について、委員会は、従業員が 46 歳から 62 歳まで（又は、雇用が 46 歳以後に開始する場合には、従業員が最初に勤務を提供する日から 62 歳まで）に勤務を提供する各年度に企業は給付を帰属させると結論を下した。委員会の結論は、第 73 項の設例 2（IAS 第 19 号の一部を構成する）に示された結果と合致する。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて退職給付が帰属する期間を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを [決定した]。

クラウド・コンピューティング契約におけるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコスト（IAS 第 38 号「無形資産」） — アジェンダ・ペーパー 5

委員会は、サービスとしてのソフトウェア（SaaS）契約におけるサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストについての顧客の会計処理に関する要望を受けた。要望書に記載された事実パターンでは、

- a. 顧客はサプライヤーと SaaS 契約を締結する。この契約は、サプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対するアクセスを契約期間にわたり受け取る権利を顧客に移転する。そのアクセスを受け取る権利は、契約開始日においてソフトウェア資産を顧客に提供しない。したがって、当該ソフトウェアに対するアクセスは、顧客が契約期間にわたり受け取るサービスである。
- b. 顧客には、顧客がアクセスを受け取るサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションの前払いのコストが生じる。要望書は、コンフィギュレーション及びカスタマイゼーションを次のように記載している。
 - i. コンフィギュレーションは、ソフトウェアの既存のコードを特定の方法で機能するようにセットアップするため、アプリケーション・ソフトウェア内部にさまざまな「フラグ」若しくは「スイッチ」を設定し、又は値若しくはパラメータを定義することを伴う。

- ii. カスタマイゼーションは、アプリケーションの中のソフトウェアのコード修正又は追加コード作成を伴う。カスタマイゼーションは、一般的に、ソフトウェア内部の機能変更又は追加機能の開発である。

要望書を分析するにあたり、委員会は次のことを検討した。

- a. IAS 第 38 号を適用して、顧客はアプリケーション・ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションに関して無形資産を認識するか（質問 I）。
- b. 無形資産が認識されない場合、顧客はコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストをどのように会計処理するか（質問 II）。

顧客はアプリケーション・ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションに関して無形資産を認識するか（質問 I）

IAS 第 38 号の第 18 項を適用して、企業は、ある項目が無形資産の定義と IAS 第 38 号の第 21 項から第 23 項の認識規準の両方を満たすことを立証する場合には、当該項目を無形資産として認識する。IAS 第 38 号は、無形資産を「物理的実体のない識別可能な非貨幣性資産」と定義している。IAS 第 38 号は、資産は企業が支配している資源であると述べており、同第 13 項は、対象となる資源から生じる将来の経済的便益を獲得するパワーを有し、かつ、当該便益への他者のアクセスを制限できる場合には、企業は資産を支配していると定めている。

要望書に記載された事実パターンでは、サプライヤーは顧客がアクセスを有するアプリケーション・ソフトウェアを支配している。当該ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションが顧客にとっての無形資産を生じさせるかどうかの評価は、実施されるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションの性質及びアウトプットに応じて決まる。委員会は、要望書に記載された SaaS 契約において、顧客は無形資産を認識しないことが多いであろうと考えた。顧客はコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションが行われたソフトウェアを支配しておらず、それらの活動はソフトウェアと別個の資産を創出しないからである。しかし、状況によっては、契約により、例えば、顧客が将来の経済的便益を獲得し当該便益への他者のアクセスを制限するパワーを有する原因となる追加コードが生じる場合がある。その場合、顧客は、その追加コードが識別可能で IAS 第 38 号における認識規準を満たすかどうかを、その追加コードを無形資産として認識するかどうかを決定する際に評価する。

無形資産が認識されない場合、顧客はコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストをどのように会計処理するか（質問 II）

顧客がアプリケーション・ソフトウェアのコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションに関する無形資産を認識しない場合には、IAS 第 38 号の第 68 項から第 70 項を適用して当該コストを会計処理する。委員会は次のように考えた。

- a. 顧客は、コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスの受取時に、当該コストを費用として認識する（第 69 項）。第 69A 項は、「サービスを受け取るのは、それらを企業に提供する契約の条件に従って供給者が履行した時であり、企業がそれらを他のサービスを提供するために使用する時ではない。」と定めている。したがって、当該コストを費用としてどの時点で認識すべきかを評価するにあたり、IAS 第 38 号は、コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスを、当該サービスを提供する契約に従ってサプライヤーがいつ履行したのかを決定することを顧客に要求している。
- b. IAS 第 38 号は、顧客が受け取るサービスの識別及びサプライヤーが当該サービスを提供する契約に従って当該サービスをいつ履行したのかを扱う要求事項を含んでいない。IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項から第 11 項は、類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS 基準における要求事項を参照し、その適用可能性を検討することを顧客に要求している。委員会は、

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」が、顧客との契約で約束した財又はサービスを識別し、その約束した財又はサービスがどの時点で顧客に移転されるのかを識別するにあたり、サプライヤーが適用する要求事項を含んでいると考えた。要望書に記載された事実パターンでは、IFRS 第 15 号のこれらの要求事項は、サプライヤーがコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスを提供する契約に従って当該サービスをいつ履行したのかを決定するにあたり、顧客が直面する類似の事項や関連する事項を扱っている。

- c. サプライヤーがコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのサービスを提供する契約に従って当該サービスをいつ履行したのかを決定するために IFRS 第 15 号の要求事項を参照するにあたって、
 - i. 顧客が受け取るサービスが別個のものである場合には、顧客は、サプライヤーがアプリケーション・ソフトウェアをコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションを行った時点で当該コストを費用として認識する。
 - ii. 顧客が受け取るサービスが別個のものではない（当該サービスは、顧客がサプライヤーのアプリケーション・ソフトウェアに対するアクセスを受け取る権利から区分して識別可能ではないため）場合には、顧客は、サプライヤーが契約期間にわたりアプリケーション・ソフトウェアへのアクセスを提供する時点で、当該コストを費用として認識する。
- d. 顧客がサービスを受け取る前にサプライヤーに支払を行う場合には、その前払額を資産として認識する（IAS 第 38 号の第 70 項）。

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 117 項から第 124 項は、財務諸表の理解への目的適合性がある場合には、コンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストについての会計方針を開示することを顧客に要求している。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された SaaS 契約に関して生じるコンフィギュレーション又はカスタマイゼーションのコストの会計処理を顧客が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを〔決定した〕。

実質金利に起因するキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー 6

委員会は、リスク管理目的が実質でのキャッシュ・フローを「固定する」ことである場合の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用に関する要望を受けた。

要望書は、実質金利（名目金利ではなく）の変動から生じるキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理できるかどうかを質問していた。より具体的には、要望書は、LIBOR などの金利指標を参照する変動金利金融商品を有する企業が、インフレーション・スワップ（変動金利金融商品の変動金利キャッシュ・フローを物価指数に基づく変動キャッシュ・フローとスワップする）を行う事実パターンを記載している。要望書は、企業が実質金利の変動に対する変動金利支払の変動をヘッジするためのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において当該スワップを指定できるかどうかを質問していた。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項

IFRS 第 9 号の 6.1.1 項は、ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、純損益（又はその他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を使用する企業のリスク管理活動の影響を表現することであると述べている。

IFRS 第 9 号の 6.5.2 項で記述しているヘッジ関係の 1 つの種類がキャッシュ・フロー・ヘッジであり、認識している資産又は負債の全部又は構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーを企業がヘッジするものである。

IFRS 第 9 号の 6.3.7 項は、企業はある項目の全体又はある項目の構成要素をヘッジ対象として指定することができるように定めている。リスク要素は、特定の市場構造の状況における評価に基づいて、当該リスク要素が独立に識別可能で、信頼性をもって測定可能である場合に、ヘッジ対象として指定できる。

物価上昇リスクに関して、IFRS 第 9 号の B6.3.13 項は、「物価上昇リスクは、契約上明示されている場合を除いて、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能なものではなく、したがって金融商品のリスク要素として指定することができないという反証可能な推定がある。」と述べている。

IFRS 第 9 号の B6.3.14 項は、企業は実際の物価上昇ヘッジ金融商品の契約条件を、その契約条件を投影することによって単純に名目金利の債券に帰属させることはできないと述べている。これは、IFRS 第 9 号の開発時に、審議会が物価上昇リスクを具体的に検討し、企業がヘッジ手段の契約条件をヘッジ対象としての「リスク要素の指定の要件を適切に適用せずに」ヘッジ対象に帰属させるおそれがあるという懸念に対処するために、制限を課したからである（IFRS 第 9 号の BC6.193 項）。ヘッジの（非）有効性を適切に会計処理するために、IFRS 第 9 号の B6.5.5 項は、ヘッジ対象の（現在）価値をヘッジ手段の価値の評価とは独立に測定することを企業に要求している。

要望書が実質金利要素をリスク要素として指定できるかどうかを質問していたことを踏まえて、委員会の分析は、要望書に記載された提案されたキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、契約以外で定められた実質金利要素が独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるかどうかに関心を当てた。

契約以外で定められた実質金利リスク要素は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定できるか

要望書に記載された事実パターンにおいてヘッジ会計を適用するためには、次のことを決定できることが必要となると委員会は考えた。

- a. 変動金利金融商品は、IFRS 第 9 号の 6.5.2 項(b)で要求しているように、実質金利要素に起因するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーを有しているかどうか
- b. 当該リスク要素は、IFRS 第 9 号の 6.3.7 項で要求しているように、独立に識別可能で信頼性をもって測定可能であるかどうか

委員会は、名目金利は、実質金利、インフレ要素（例えば、ブレイクイーブン・インフレ及びインフレ・プレミアム）及び他の要素（例えば、流動性プレミアム）で構成されていることに留意した。通貨とは異なり、インフレは実際のインフレを判定するために使用する基礎となる方法論によって異なる（また、通貨領域の中で異なる場合もある）。これは、1 つの法域内でさえ、金融商品が参照する物価指数に応じて複数のインフレ率（例えば、小売物価指数、消費者物価指数又は他の物価指数）があり得ることを意味する。

委員会は、IFRS 第 9 号のキャッシュ・フロー・ヘッジ指定に関する要求事項を満たすためには、指定されるリスク要素に起因する個々のキャッシュ・フロー系列の変動可能性は、通貨又は名目で独立に識別可能である必要があると考えた。委員会は、変動金利金融商品についての金利は、所与の通貨の名目条件で定義されると考えた。金融資産又は金融負債のキャッシュ・フローの各通貨単位（すなわち、それぞれの元本及び利息のキャッシュ・フロー）は物価上昇リスクに同様に晒されている。実際の物価上昇の測定及び予測は、統計的方法論に基づくものであり、したがってタイムラグを伴う。実質金利（したがって、物価上昇の影響も）は、名目指標金利の決定に明示的又は黙示的に影響を与えるリスク要素ではない。したがって、変動金利金融商品に係る指標金利に基づく名目キャッシュ・フロー（例えば、LIBOR キャッシュ・フロー）には、IFRS 第 9 号の 6.5.2 項(b)で要求しているような実質金利リスク要素に起因する識別可能な変動可能性はない。

さらに、委員会は、提案されたキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、実質金利は推定された残余リスク要素（変動するインフレ連動キャッシュ・フローと変動指標金利に基づくキャッシュ・フローを結合した後の）となると考えた。したがって、委員会は、実質金利リスク要素から生じる変動金利金融商品に係るキャッシュ・フローの変動は、他のリスク要素から生じるキャッシュ・フローの変動から独立して識別することはできないと結論を下した。このため、実質金利リスク要素は、リスク要素として指定するための IFRS 第 9 号の 6.3.7 項の要求事項を満たさない。したがって、IFRS 第 9 号の 6.4.1 項で要求しているような適格なヘッジ対象ではない。

委員会は、IFRS 第 9 号の要求事項が、実質金利（名目金利ではなく）の変動から生じるキャッシュ・フローの変動可能性のヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理できるかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを [決定した]。

委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定は、多くの場合、説明的資料を含んでいる。説明的資料は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項についての企業の理解を変更させる可能性のある追加的な洞察を提供する場合がある。このため、企業はアジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると決定する場合がある。企業は、当該決定を行い、必要な会計方針の変更を適用するための十分な時間（例えば、企業は変更を適用するために、新たな情報の入手やシステムの適用が必要となる場合がある）を与えられることが期待される。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいなのかの決定は、企業の具体的な事実及び状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に導入し、重要性がある場合には、当該変更に関連した開示が IFRS 基準で要求されるかどうかを検討することを期待される。

委員会は、次の事項について議論し、基準設定アジェンダに追加しないことを決定した¹。

サプライチェーン・ファイナンス契約 — リバース・ファクタリング— アジェンダ・ペーパー4

委員会は、リバース・ファクタリング契約に関する要望を受けた。具体的には、要望書は次のことを質問していた。

- a. 企業は、関連する請求書がリバース・ファクタリング契約の一部である場合に、受け取った財又はサービスに対して支払う負債をどのように表示するか
- b. リバース・ファクタリング契約に関するどのような情報を企業は財務諸表において開示することを要求されるか

リバース・ファクタリング契約において、金融機関は企業が企業の仕入先に負っている金額を支払うことに同意し、企業は仕入先が支払を受けたのと同じ日又はその後の日に金融機関に支払うことに同意する。

財政状態計算書における表示

IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は、企業が財政状態計算書において負債をどのように表示することを要求されるのかを定めている。

¹ デュー・プロセス・ハンドブックの 8.7 項に従い、2020 年 12 月のボード会議で審議会はこのアジェンダ決定について議論し、反対しなかった。

IAS 第 1 号の第 54 項は、「買掛金及びその他の未払金」を他の金融負債と区分して表示することを企業に要求している。「買掛金及びその他の未払金」は、区分表示を必要とするのに十分なほど性質又は機能において他の金融負債と異なっている (IAS 第 1 号の第 57 項)。IAS 第 1 号の第 55 項は、追加的な科目 (第 54 項に列挙した科目の分解を含む) が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、それらを財政状態計算書上に表示することを企業に要求している。したがって、企業は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債を次のいずれかで表示すべきかを決定することを要求される。

- a. 買掛金及びその他の未払金の中で
- b. その他の金融負債の中で
- c. 財政状態計算書における他の項目とは別個の科目として

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の第 11 項(a)は、「買掛債務は、納入又は提供されていて、請求されたか又は納入業者と正式に合意した財又は サービスに対して支払うべき負債である」と述べている。IAS 第 1 号の第 70 項は、「流動負債の中には、買掛金 (中略) のように、正常営業循環期間において使用される運転資本の一部を構成するものがある」と説明している。したがって、委員会は、企業は次の場合にのみ金融負債を買掛金として表示すると結論を下した。

- a. 財又はサービスに対して支払う負債を表している。
- b. 請求されているか又は納入業者と正式に合意している。かつ、
- c. 企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である。

IAS 第 1 号の第 29 項は、「重要性がない場合を除き、性質又は機能が異質な項目を区別して表示する」ことを企業に要求している。第 57 項は、科目は、ある項目 (類似した項目の集約) の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合に、財政状態計算書に記載されると定められている。したがって、委員会は、IAS 第 1 号を適用して企業はリバース・ファクタリング契約の一部である負債を次のように表示すると結論を下した。

- a. 当該負債が買掛金と類似した性質及び機能を有している場合 (例えば、当該負債が企業の正常営業循環期間において使用される運転資本の一部である場合) にのみ、「買掛金及びその他の未払金」の一部として表示する。
- b. 当該負債の大きさ、性質又は機能により、区分表示が企業の財政状態の理解への目的適合性がある場合には、区分して表示する。このような負債を区別して表示することが要求されるかどうか (買掛金とその他の未払金を分解すべきかどうかを含む) を評価するにあたり、企業は当該負債の金額、性質及び時期を考慮する (IAS 第 1 号の第 55 項及び第 58 項)。

委員会は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債を区別して表示すべきかどうかを評価する企業は、例えば、次のような要因を考慮する可能性があると考えた。

- a. 当該契約がなければ提供されないような追加的な保証が、当該契約の一部として提供されるかどうか
- b. 当該契約の一部である負債の契約条件が、当該契約の一部ではない企業の買掛金の契約条件とどの程度異なっているかどうか

金融負債の認識の中止

企業は、リバース・ファクタリング契約の一部である (又は一部となる) 負債の認識の中止を行うべきかどうか及び認識の中止をいつ行うべきかを、IFRS 第 9 号「金融商品」における認識の中止の要求事項を適用して評価する。

仕入先に対する買掛金の認識の中止を行い金融機関に対する新たな金融負債を認識する企業は、その新たな負債の財政状態計算書における表示方法を決定するにあたり、IAS 第 1 号を適用する（「財政状態計算書における表示」参照）。

キャッシュ・フロー計算書における表示

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 6 項は、次のような定義をしている。

- a. 営業活動を「企業の主たる収益獲得活動及びその他の活動のうち投資活動でも財務活動でもないもの」と定義している。
- b. 財務活動を「当該企業の拠出資本及び借入の規模と構成に変動をもたらす活動」と定義している。

リバース・ファクタリング契約を締結した企業は、当該契約に基づくキャッシュ・フローの分類方法(通常は、営業活動からのキャッシュ・フロー又は財務活動からのキャッシュ・フローのいずれ)を決定する。委員会は、当該契約の一部である負債の性質についての企業の評価は、関連するキャッシュ・フローが営業活動又は財務活動のいずれから生じたものであるかを決定する際に役立つ可能性があると考えた。例えば、関連する負債を企業の主たる収益獲得活動において使用される運転資本の一部である買掛金又はその他の未払金と企業が考える場合には、企業はキャッシュ・フロー計算書において、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを営業活動から生じたものとして表示する。これと対照的に、関連する負債は企業の借入を表しているので買掛金又はその他の未払金ではないと企業が考える場合には、企業はキャッシュ・フロー計算書において、当該負債を決済するためのキャッシュ・アウトフローを財務活動から生じたものとして表示する。

現金又は現金同等物の使用を必要としない投資取引及び財務取引は、企業のキャッシュ・フロー計算書から除外される (IAS 第 7 号の第 43 項)。したがって、キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローが、請求書がリバース・ファクタリング契約の一部として買い取られる際に企業に発生する場合には、企業はそれらのキャッシュ・フローをキャッシュ・フロー計算書において表示する。企業の財務取引において企業にとってのキャッシュ・インフロー又はキャッシュ・アウトフローが発生しない場合には、企業は、当該財務活動に関する目的適合性のあるすべての情報を提供する方法で、当該取引を財務諸表の別の箇所で開催する (IAS 第 7 号の第 43 項)。

財務諸表注記

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 31 項は、晒されている金融商品から生じるリスクの内容及び程度を財務諸表の利用者が評価することができるような情報を提供することを企業に要求している。IFRS 第 7 号は、流動性リスクを「現金又は他の金融資産を引き渡すことにより決済される金融負債に関連する債務を履行するにあたり企業が困難に直面するリスク」と定義している。委員会は、リバース・ファクタリング契約は流動性リスクを生じさせることが多いと考えた。その理由は、

- a. 企業が負債の一定割合を多様な仕入先のグループではなく単一の金融機関に集中させている。企業はリバース・ファクタリング契約を提供している金融機関から他の資金調達源も得る場合がある。仮に企業が義務の履行において何らかの困難に直面するとした場合、そのような集中は、企業が多大な金額を一時点で単一の相手方に支払わなければならないリスクを増大させることになる。
- b. 企業が支払条件の延長に依存するようになっている場合や、企業の仕入先がリバース・ファクタリング契約に基づく早期支払に慣れているか又は依存するようになっている場合がある。仮に金融機関がリバース・ファクタリング契約を撤回するとした場合、その撤回は、特に企業がすでに財政的な苦境にあるとした場合、支払期限到来時に、企業が負債を決済する能力に影響を与える可能性がある。

IFRS 第 7 号の第 33 項から第 35 項は、次のことを開示することを企業に要求している。金融商品から生じるリスク (流動性リスクを含む) に対するエクスポージャーがどのように生じるのか、当該リスクの管理の

ための企業の目的、方針及びプロセス、報告期間の末日現在の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーに関する要約定量データ（このデータが当該期間中の企業の流動性リスクに対するエクスポージャーを代表していない場合の追加的な情報を含む）、並びにリスクの集中である。IFRS 第7号の第39項及びB11F項は、追加的な要求事項及び企業が流動性リスクの開示を提供する際に考慮する可能性のある諸要因を定めている。

企業は、リバース・ファクタリング契約が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関して、追加的な開示を注記で提供すべきかどうかを決定するにあたり判断を適用する。委員会は次のように考えた。

- a. リバース・ファクタリング契約に関連する負債及びキャッシュ・フローをどのように表示すべきかの評価は、判断を要する可能性がある。企業は、これに関して行った判断が、行った判断のうち財務諸表に認識した金額に対して最も重大な影響を有するものに含まれる場合には、その判断を開示する（IAS 第1号の第122項）。
- b. リバース・ファクタリング契約は企業の財務諸表に対して重要性がある影響を有している可能性がある。企業は、リバース・ファクタリング契約に関する情報が当該財務諸表の理解への目的適合性がある範囲で、当該情報を財務諸表において提供する（IAS 第1号の第112項）。

委員会は、重要性の判断の行使は定量的な考慮と定性的な考慮の両方を要することに留意した。

IAS 第7号の第44A項は、「財務活動から生じた負債の変動（キャッシュ・フローから生じた変動と非資金変動の両方を含む）を財務諸表利用者が評価できるようにする開示」を提供することを企業に要求している。委員会は、このような開示は、リバース・ファクタリング契約の一部である負債に係るキャッシュ・フローが、財務活動からのキャッシュ・フローに分類されたか又は将来のキャッシュ・フローがそのように分類されることとなる場合に、当該負債について要求されることに留意した。

委員会は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が、リバース・ファクタリング契約の一部である負債の表示、関連するキャッシュ・フローの表示、及び、例えば、そうした契約において生じる流動性リスクに関して注記において開示すべき情報を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこれらの事項についての基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定した。

アジェンダ・ペーパー4：審議会への報告書

暫定的なアジェンダ決定に対するコメント提出者は、審議会がサプライチェーン・ファイナンス契約に関して行う可能性のある基準設定に対してのインプットを提供した。審議会は、今後のボード会議で、そうした基準設定を進めるかどうかを、それらのコメント提出者からのフィードバックを、委員会メンバー、財務諸表利用者及び他の利害関係者から受けたフィードバックとともに考慮して、検討する。

その他の事項

委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー7

委員会は、2020年12月の会議で議論しなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.
コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。
ISSN 1477-206X